

■障害特性に応じた具体的対応例（その9）

自己コントロール力をつけるために（障害児①）

自閉症スペクトラム（発達障害）のAさんは知的にはかなり高い児童ですが、ちょっとした思い込みや刺激が元で、トイレや空室に長時間（長い場合は10時間近く）急に籠もってしまうことが多くありました。

そこで、不適応を起こしそうになった場合（「起こす前」がポイント）に、事前に決めておいたルールに基づいて（例えば何色かのカードを用意し、イエローカードを見せたら事務室でクールダウンする、レッドカードであったら個別対応の部屋に行きたい等）自らがサインを出して対応方法を選択する経験を繰り返し積むことで、徐々にカードを使用せずに感情の自己コントロールができるようになってきました。約半年ほどで不適応を示すことが殆どなくなり、生活が安定しました。

日常生活動作を身につけるために（障害児②）

保育所に通う発達障害児のBちゃんは、靴をそろえる、トイレにしっかりと座るといった日常生活の動作の一部が十分に身についていません。言葉による説明よりも、視覚情報による説明の方が伝わりやすいため、これらの動作の順番を具体化した絵を作成し、必要に応じて見せるようにしています。また、話しかける際にも、顔を見ながら、穏やかに静かな声で話しかけるようにしています。

- ・ダウン症の場合の特性として、筋肉の低緊張、多くの場合、知的な発達の遅れがみられることがあること、また、心臓に疾患を伴う場合がある

#### 〔主な対応〕

- ・言葉による説明などを理解しにくいため、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく話すことが必要
- ・文書は、漢字を少なくしてルビを振るなどの配慮で理解しやすくなる場合があるが、ひとり一人の障害の特性により異なる

### 自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）

#### 〔主な特性〕

- ・相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が強い
- ・見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しの立つ時はきっちりしている
- ・大勢の人がいる所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦労しているが、それが芸術的な才能につながることもある。〔主な対応〕
  - ・肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫（何かを伝えたり依頼する場合には、必ずその意図や目的を伝えたり、図やイラストなどを使って説明するなど）
  - ・スマールステップによる支援（新しく挑戦する部分は少しずつにする）
  - ・感覚過敏があるので音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う

### 学習障害（限局性学習障害）

#### 〔主な特性〕

- ・「話す」「理解」は普通にできるのに、「読む」「書く」「計算する」ことが、努力しているのに極端に苦手

#### 〔主な対応〕

- ・得意な部分を使って情報アクセスし、表現できるようにする（ICT の活用など）
- ・苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟な評価をする

■障害特性に応じた具体的対応例（その10）

介護老人保健施設での対応（高齢者①）

様々な障害があっても生活がしやすいように、点字ブロック、車いす用のトイレ、入所者用の居室階へ行くためのエレベーターの設置などを行いました。また、聴覚障害のある入所者とコミュニケーションを図れるよう部屋に筆談用の用具を置くなどの配慮を行っています。

特別養護老人ホームにおける対応（高齢者②）

特別養護老人ホームにおいて地域交流活動を行う際、ボランティアのAさん（視覚障害者）が資料や小道具を作ろうとしましたが、パソコンでの作業に手間取ってしまいました。そこで、施設は、職員や他のボランティアの人が共同して作成することに加え、施設で導入していた音声認識ソフトや点字付きキーボードを利用してもらうことによって、Aさんが作業しやすい環境を作るよう働きかけました。

デイサービスを利用する前の交流（高齢者③）

Bさん（精神障害者）は、要介護認定を受け、介護保険のデイサービスを利用するようになりました。しかし、家族から、Bさんは、知らない人と接することが苦手でありデイサービスのような人が集まる場に行くことは、精神的な負担が大きいのではないか、と心配の声が寄せられていました。

そこで、デイサービスの職員は、いきなりデイサービスを利用するのではなく、まずはBさんの自宅でBさんと交流を重ね、Bさんと親しくなることにしました。その後、Bさんは親しい職員がいることで、安心してデイサービスの場に通うことができるようになりました。

高齢者、障害者へのサービスの充実等について（高齢者④）

Cさん（高齢者）は、加齢によりデイサービスを利用していたが、在宅時や施設利用時にケア理容師の講習を受けた資格者による出張理容サービスを活用するによって、充実したサービスを受けることができた。

## **注意欠陥多動性障害（注意欠如・多動性障害）**

### [主な特性]

- ・次々と周囲のものに関心を持ち、周囲のペースよりもエネルギー的に様々なことに取り組むことが多い

### [主な対応]

- ・気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
- ・ストレスケア（傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価）

## **その他の発達障害**

### [主な特性]

- ・体の動かし方の不器用さ、我慢していても声が出たり体が動いてしまったりするチック、一般的に「どもる」と言われるような話し方なども、発達障害に含まれる

### [主な対応]

- ・叱ったり拒否的な態度を取ったりするのではなく、日常的な行動の一つとして受け止めるなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える

## **精神障害**

### [主な特性]

- ・精神疾患の発病により、長期にわたり、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態が続く
- ・精神障害の原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によって、その障害特性や制限の度合いは異なる
- ・代表的な精神疾患として、統合失調症や双極性障害（躁うつ病）等がある
- ・障害の特性もさまざまであるため、積極的に医療機関と連携を図ったり、専門家の意見を聴くなど関係機関と協力しながら対応する

### <統合失調症の場合>

- ・発症の原因はよく分かっていないが100人に1人弱かかる極めて一般的な病気

## ■ 障害特性や特性ごとの配慮事項等を知る

※障害特性や特性ごとの配慮事項等を知るには、例えば、以下のようなホームページがあります。

【内閣府】公共サービス窓口における配慮マニュアル - 障害のある方に対する心の身だしなみ  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

【厚生労働省】みんなのメンタルヘルス

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

【青森県】障害を知るためのガイドブック

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/kyouseishakai.html>

【群馬県障害者社会参加推進協議会】障害のある方へのマナーブック

[http://www.normanet.ne.jp/~gunmasin/pdf/syogai\\_mb.pdf](http://www.normanet.ne.jp/~gunmasin/pdf/syogai_mb.pdf)

【千葉県】障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/shougai-kurashi/jouhouhoshou/guideline.html>

【東京都心身障害者福祉センター】改訂版「障害のある方への接遇マニュアル」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/tosho/hakkou/index.html>

【八王子市】みんなちがってみんない（障害のある人を理解するためのガイドブック）

[http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei\\_shogai/36129/37422/index.html](http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/36129/37422/index.html)

【武蔵野市】心のバリアフリー手帳

[http://www.city.musashino.lg.jp/shogai/shogaishafukushi\\_c/015620.html](http://www.city.musashino.lg.jp/shogai/shogaishafukushi_c/015620.html)

【厚木市】この街でともに…～障害のある人を理解するためのガイドブック～

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/iryofukusi/fukushi/shougai/guide/d014788.html>

【富山県】障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりのためのアドバイス事例集  
 (障害のある人が「困った」事例から)

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1209/kj00011743.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00011743.html)

【大阪府】障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakuishin/go-hai/>

【島根県・鳥取県】障がいを知り、共に生きる～まず、知ることからはじめましょう～

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/aisupport/supporter.data/H26panhu.pdf>

<http://www.pref.tottori.lg.jp/aisupport/>

【熊本県】障害のある人もない人も共に生きる熊本づくりのために（パンフレット）

[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_3020.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_3020.html)

【宮崎県】障がい理解のためのハンドブック

<http://www.pref.miayazaki.lg.jp/shogaifukushi/kenko/shogaisha/shougairikai.html>

【沖縄県】こころのバリアフリー2（各種冊子）

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/jorei/bf2.html>

【名古屋市】こんなときどうする？ - 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするため  
 のガイドブック -

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

【福岡市】ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/kankoubutsu-video/ud.html>

- ・「幻覚」や「妄想」が特徴的な症状だが、その他にも様々な生活のしづらさが障害として表れる

- ・陽性症状

幻覚：幻聴が主で、人の話し声が聞こえたりする

妄想：明らかにあり得ない内容を確信してしまい、周りが訂正しようとしても受け入れられない

- ・陰性症状

打ち込んできた趣味、楽しみにしていたことに興味を示さなくなる

人づきあいを避けて、引きこもるようになる

身なりにまったく構わなくなり、入浴もしなくなる など

- ・認知や行動の障害：

考えにまとまりがなく、何が言いたいのかわからない

相手の話の内容がつかめない など

- ・感情の障害：

感情の動きが少なくなる

他人の感情や表情についての理解が苦手になる

その場にふさわしい感情表現ができなくなる など

#### [主な対応]

- ・統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある

- ・薬物療法が重要であるので、治療を続けることを支援し、治療しながらやれることが多いことを知る必要がある

- ・社会との接点を保つことも治療となるため、病気と付き合いながら、他者と交流したり、仕事に就くことを応援する

- ・いちどきに多くの情報が入ると混乱するので、一度に伝える情報は一つに絞り、ゆっくり具体的に伝えることを心掛ける

## ■ 発達障害者支援法とは

### I. 目的

親をはじめとする身近な人、保育所や学校などの担任、病院や福祉機関で支援に携わる者、行政機関の職員、その他様々な立場の国民全体が、発達障害の特性を理解し支援ができるようにするために

- ・早期発見・発達支援に関する国・地方公共団体の責務を明らかにしました。
- ・発達障害のある人の自立や社会参加のために、様々な分野で支援の充実を図る必要性があることが示されました。

### II. 定義（発達障害とは）

自閉症やアスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などが代表的ですが、このほかにもトウレット症候群、吃音症など様々なものがあります。

現時点では、確かな原因は明らかにはなっていませんが、様々な調査から、脳の機能が平均的な世の中の人とは違う発達の仕方をしているらしいということが徐々に分かってきています。

「発達障害」という名前から、「発達しない」「子どもの時期だけの障害」などというイメージが持たれることがあります、これは誤解です。その人に合った支援があれば、自立や社会参加の可能性は高まります。また、発達障害の特性を踏まえた支援は、子どもの時期だけではなく成人期や老年期にも必要になります。

### III. 相談機関等（発達障害について相談したいとき）

まずは、現在住んでいる地域の中にある様々なサービス機関（たとえば、市町村の役場、保育所、学校、医療機関、ハローワークなど）でも、発達障害に対する知識が年々高まってきています。

また、都道府県や政令市には、発達障害者支援センターが必ず置かれていますので、お住まいの地域の発達障害者支援センターに連絡をしたりホームページを確認したりするのも良いでしょう。

国においても、発達障害情報・支援センターのホームページを随時更新し、様々な情報を掲載しています。（掲載先）<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

### IV. 普及啓発

発達障害については、日本だけではなく世界中で関心が高まりつつあります。たとえば、平成19年には国連総会において「4月2日を世界自閉症啓発デーと定める」決議、平成24年には「自閉症スペクトラム障害、発達障害及び関連する障害によって受けている個人、家族及び社会の社会・経済的ニーズへの対応」に関する決議が採択されています。

日本国内でも、4月2日の世界自閉症啓発デーには様々な場所で建物を青くライトアップする取組や、4月2日から8日を発達障害啓発週間として様々な啓発イベントが行われる用になっています。

（掲載先）<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>

＜躁うつ病（気分障害）の場合＞

〔主な特性〕

- ・気持ちが落ち込んだり（うつ状態）、活発（躁状態）になったりを繰り返す
- ・やる気が出ない、疲れやすい、死にたくなるなどの症状がでる（うつ状態）
- ・ほとんど寝ずに働き続けたり、しゃべり続けたりする（躁状態）

〔主な対応〕

- ・家族を含む周囲の人が病気について理解する
- ・専門家に相談したり、専門機関で治療を受けるように勧める

＜依存症（アルコール）の場合＞

〔主な特性〕

- ・飲酒のコントロールができない
- ・自己中心的になったり、嘘をついたり、否定的になったりする
- ・暴言や暴力、徘徊、妄想をともなう場合もある

〔主な対応〕

- ・家族を含む周囲の人が病気について理解する
- ・専門家に相談したり、専門機関で治療を受けるように勧める

〈てんかんの場合〉

〔主な特性〕

- ・突然意識を失って反応がなくなるなどの発作がおきる
- ・発作の間は意識がなくなり、周囲の状況がわからない状態になる

〔主な対応〕

- ・周囲が誰もがかかる可能性があるありふれた病気であることを理解する
- ・発作が起こっていないほとんどの時間は普通の生活が可能なので、発作がコントロールされている場合は、過剰に活動を制限しない

## <認知症の場合>

### [主な特性]

- ・認知症は、単一の病名ではなく、種々の原因となる疾患により記憶障害など認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態
- ・原因となる主な疾患として、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症（ピック病など）がある
- ・認知機能の障害の他に、行動・心理症状（BPSD）と呼ばれる症状（徘徊、不穏、興奮、幻覚、妄想など）がある

### [主な対応]

- ・誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを理解する
- ・各々の価値観や個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できることではなくできることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、支援していく
- ・早期に気付いて適切に対応していくことができるよう、小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにする
- ・BPSDについては、BPSDには、何らかの意味があり、その人からのメッセージとして聴くことが重要であり、BPSD の要因として、さまざまな身体症状、孤立・不安、不適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れ などにも目をむける
- ・症状が変化した等の場合には、速やかに主治医を受診し、必要に応じて専門機関に相談することなどを促す

## 第4 事業者における相談体制の整備

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要です。そのためには、法で定められた国や地方公共団体における相談及び紛争の防止等のための体制整備のみならず、障害者にサービス提供を行う事業者において、直接、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に応じるための体制の整備や職員の研修・啓発を行うことが望されます。

なお、事業所において相談窓口等を設置する際には、利用者等に周知を図り、利用しやすいものとするよう努めるとともに、相談等に対応する際には、障害者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要です。また、地方自治体の相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会、障害当事者団体、医療、教育、労働関係機関などとも連携して、差別解消に向けた取組を着実に進めていくことが望されます。

## 第5 事業者における研修・啓発

障害者差別は、障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りなどにより引き起こされることが大きいと考えられることから、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する共生社会を目指すことの意義を職員が理解することが重要です。

## ■ 障害者虐待防止法とは

### 1. 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

### 2. 障害者に対する虐待の禁止と早期発見の努力義務

何人も障害者を虐待してはならない旨を定め、障害者の虐待の防止に係る国等の責務や、障害者虐待の早期発見の努力義務を定めています。

### 3. 「障害者虐待」の通報義務

「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けています。

### 4. 「障害者虐待」とは

①～③の人たちが、②～⑤の5つの虐待行為を行った場合を「障害者虐待」としています。

①養護者（障害者の世話をしている家族等）

②障害者福祉施設従事者等（障害福祉サービスの職員等）

③使用者（障害者を雇用している者等）

5つの行為（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）

②身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）

④放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による②～⑤の行為と同様の行為の放置等）

⑤心理的虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）

⑥性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）

⑦経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

### 5. 通報先

市町村・都道府県の部局等は、障害者虐待の通報や対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を果たしています。

### 6. 学校、保育所、医療機関における虐待の防止

就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付けています。

また、こうした理念が真に理解されることが、障害者差別や、障害者が時に感じる大人の障害者に対する子ども扱い、障害者に対する命令的、威圧的、強制的な発言などの解消にもつながるものと考えられます。

このため、事業者においては、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、事業所の地域の取組のなかで近隣住民への理解を促していくことが望まれます。

なお、障害者差別の理解には、障害者虐待防止に関する理解も極めて重要な要素となることから、併せて研修を行うことが望されます。

## 第6 国の行政機関における相談窓口

法第14条において、国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとすると規定されています。

相談に際しては、地域の自治体の様々な相談窓口（福祉事務所、児童相談所など）や各都道府県において組織される障害者差別解消地域協議会などもご利用ください。

厚生労働省における衛生関係の担当窓口は以下のとおりです。

### （1）生活衛生関係営業関係

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課（P）

### （2）水道事業者、水道用水供給事業者、給水装置工事事業者

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課（P）

## ■ 介護予防・日常生活支援総合事業における共生の場

介護保険制度では、市町村の事業として、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制を推進することで要支援者等の自立支援や介護予防につなげる介護予防・日常生活支援総合事業が平成27年度から順次施行されています。

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が地域の実情に応じて独自のサービスを設定していくこととなります。市町村がこの事業を円滑に実施できるよう、設定されるであろうサービス内容の例などを記載したガイドラインをお示ししています。

その中で、高齢者のみならず障害者や児童など分け隔てなく自主的に集まり互いに支え合う場を作り出すことに対して、補助などを行い促進することができる共生型の通いの場を紹介しています。

## ■ 障害者差別解消支援地域協議会とは

障害者差別解消法では、国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者（以下「関係機関」）は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」）を組織できるとされています。（法第17条第1項）

### 1 地域協議会とは

#### ＜地域協議会の事務＞

障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う

※個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されていない

- ・事案の情報共有や構成機関への提言
- ・地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案
- ・事案の解決を後押しするための協議 など

#### ＜対象となる障害者差別に係る事案＞

一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないが、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については情報共有の対象とする

### 2 地域協議会の組織

都道府県、市町村、特別区など地方公共団体が主導して組織する

詳細については、内閣府ホームページに掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

## 第7　主務大臣による行政措置

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待されています。しかし、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、主務大臣は、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をするとできるとされています。（法第12条）

■ 関連ホームページ

障害者権利条約（外務省）

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)

障害者差別解消法（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

障害者基本法（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html>

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

## おわりに

障害者差別解消法の理念を実現していくには、国民一人ひとりの障害に対する理解と適切な配慮が不可欠であり、差別と解される事例についても、お互いの意思疎通不足や理解の不足が起因していると思われることも見受けられます。法に定められたからということで身構えるのではなく、事業者や障害者が歩み寄り理解を深めていくことが、差別解消の第一歩につながると考えられます。

本指針は、こうした事業者の取組に資するよう、今後も、より具体的な事例、特に好事例をお示しできるよう努めてまいります。

事業者のみなさまの本法に関するより深い理解と、障害者差別解消に向けた取組を積極的に進めて頂きますようお願いします。